

六 現在支給せらるる臨時手当ヲ本給ニ改正セラレ度シ
 七 従来支給與サレツテアル毎及年末ノ賞與金ハ爾来引續キ支給セラ
 レタシ但シ支給額ハ日給ノ一月分ヲ最ク限度トセラレ度シ
 八 常備者ニテ登退廠ニ際シ刺時審カドラ使用スルハ軍ニ
 似式的ニテ且以無用ノ時間ヲ費スノ不便アルヲ以テ之ヲ廢止セラ
 九 現在職工代表者ニ於テ職工全員ノ意向ヲ代表スルニ稱不備底
 ルヲ以テ更ニ二十五名中ヨリ一人死ノ評議員ヲ選ビ評議員ニ於テ評
 議決議シタル事項ヲ代表者ヲ通シテ上司ニ申告シ得ル様ニ改正セラ
 十 業務縮小為本廠全員ニ分シ解僱トラルトノ痛甚シ其責を承ク
 十一 將來解僱ノ必要生マル場合ハ僱ノ三ヶ月前ニ豫告セラレタシ

十二 職工規則第五條ノ年齡滿限後ハ本人希望ニテ(比較的勞力
 ヲ要セザル作業ニ) 茲衡ニ上引統キ五ヶ年間使用スルコトニ是等
 十三 恩給年限ヲ十五年トシ且ツ普通及定期職工ニ別ナクハ職工當日
 三ヶ月起算スルコトニ改正セラレ度シ

大正十年八月 日 小銃製造所
 所屬工場職工(男女)一同